

津軽地域ごみ処理広域化協議会幹事会設置要綱案

(趣旨)

第1条 この要綱は、津軽地域ごみ処理広域化協議会会則（以下「会則」という。）第8条第3項の規定に基づき、津軽地域ごみ処理広域化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、会則第3条の所掌事務を専門的に行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 弘前市、黒石市及び平川市の長が指名する者で部課長級の職位にあるもの
- (2) 藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村及び西目屋村の長が指名する者で課長級の職位にあるもの
- (3) 弘前地区環境整備事務組合事務局長及び黒石地区清掃施設組合事務局長
(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長1名及び副幹事長2名を置く。

- 2 幹事長は、弘前地区環境整備事務組合事務局長をもって充てる。
- 3 副幹事長は、委員の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、津軽地域ごみ処理広域化協議会（以下「協議会」という。）から要請があった場合又は幹事長が必要に応じて随時開催する。

- 2 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長のあらかじめ指定する副幹事長がその職務を代理する。

(報告等)

第6条 幹事長は、幹事会の検討結果等を協議会会長へ報告し、及び提案するものとする。

(専門部会)

第7条 幹事会は、第2条の所掌事務に関して、特定分野の調査及び検討を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、第2条の所掌事務の協議経過及び結果について、幹事会へ報告するものとする。
- 3 専門部会の組織及び運営に関しては、幹事長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じ関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、会則第9条の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、幹事会に関して必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月 日から施行する。